

建設作業に関する 騒音・振動の 規制について

建設作業を行う事業者の方へ

 新潟市

建設作業を実施する皆さんへ

- ◎特定（指定）建設作業を実施する場合は「事前に届出」が必要です。
作業を行う元請者の方は、遅滞なく届出を行い「騒音や振動の規制に関する基準」を守って作業して下さい。
- ◎建設作業を行う場合は、できる限り周辺地域の方々に影響を与えないよう次の点に配慮して作業を行って下さい。
 - 建設作業を行う場合は、建設現場において、防音塀・防音パネル・防音シート又は防音カバー等を設けると共に作業管理についても十分配慮し、周辺への騒音・振動の影響を最小限にするよう努めて下さい。
 - 低公害の工法を積極的に採用するとともに、使用する機械についても、低騒音型及び低振動型建設機械を採用するよう努めて下さい。
 - 騒音や振動を伴う早朝・深夜の作業は出来る限り避けて下さい。
 - 作業を開始する前に、近隣住民の方々に工法や工期並びに騒音・振動及び粉じん等の防止対策を十分説明し、理解を得て工事に着手して下さい。
 - 工事の規模により、影響を与える範囲が広い場合や工事の期間が長期にわたる場合等、必要に応じて、地域の自治会長や役員の方々にも事前に工事説明を行い、地元説明会を開催する等配慮して下さい。
 - 作業により、近隣の住宅等に影響を及ぼすことが考えられる場合には、事前に了解を得て話し合いや調査を行って下さい。
 - 説明会等において、近隣住民の方から施工方法や作業時間等について要望が出された場合には、出来る限り要望に添うよう配慮して下さい。

目次

特定（指定）建設作業について	1
届出の必要な地域と規制基準	2～3
届出が必要な建設作業	4～5
電子届出の利用について	6～7
建設作業実施届出書・届出書記載例	8～9
問い合わせ先・届出先	裏表紙

特定（指定）建設作業について

◎作業現場は届出の必要な地域ですか？（届出地域は2～3ページをご覧ください）

◎その建設作業は届出の必要な工事（特定建設作業・指定建設作業）ですか？

（特定建設作業とは法で定められている作業、指定建設作業とは条例で定められている作業です）

（作業内容は4～5ページをご覧ください）

該当する場合は届出し、規制基準を守る必要があります



①届出の義務

○指定地域内において「特定（指定）建設作業」を行う場合は、作業開始の7日前まで※に騒音や振動についての届出が必要です。

・届出は、騒音規制法・振動規制法・新潟市生活環境の保全等に関する条例に定められていて、工事を行う元請業者に義務付けられています。

・届出先は建設作業を実施する地域の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）です。
→届出先は裏表紙をご覧ください。

・届出書は、新潟市ホームページからダウンロードすることが出来ます。

・窓口での届出だけでなく、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）を利用した「電子届出」を行うことができます。

→詳しくは6～7ページをご覧ください。

②規制基準の遵守義務

○特定（指定）建設作業の騒音や振動が基準を超えていて、作業現場周辺的生活環境が著しく損なわれているときは、建設工事を施工する者に対して騒音や振動の防止や作業方法の変更を勧告します。

→規制基準は2～3ページの表をご覧ください

※届出期限の日数の算出には、届出日は含みませんのでご注意ください。

（例）

日	月	火	水	木	金	土
届出期限						
14	15	16	17	18	19	20
作業開始日						
21	22	23	24	25	26	27

届出の必要な地域と規制基準

区域の区分	(騒音規制法・振動規制法・市条例が適用される区域)	指定地域 (届出の必要な地域：規制基準が適用される地域)						
		北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	
(1)の区域	風致地区	—	—	○	—	—	—	
	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	
	第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	—	—	
	第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	
	第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	—	
	第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	
	第二種住居地域	○	○	○	—	○	○	
	準住居地域	○	○	○	○	○	—	
	近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	
	商業地域	○	—	○	○	○	○	
	準工業地域	○	○	○	○	○	○	
	上記以外で届出の必要な地域	浦ノ入の一部 木崎の一部 笹山の一部 樋ノ入の一部	—	—	—	横越上町一丁目の一部 横越の一部 早通一丁目 早通二丁目	小須戸の一部	鯉淵の一部 鯉淵一丁目の一部 和泉の一部 上塩俵の一部 上新田の一部 神屋の一部 北田中の一部 小坂の一部 小蔵子の一部 十五間の一部 七軒の一部 下塩俵の一部 上下諏訪木の一部 白根ノ内七軒の一部 高井興野の一部 高井東一丁目 高井東二丁目の一部 高井東三丁目
		工業地域	○	○	○	○	○	○
(2)の区域	工業地域	○	○	○	○	○	○	
	上記以外で届出の必要な地域	内島見の一部 木崎の一部 笹山の一部 樋ノ入の一部	—	—	—	—	—	

	規制基準						
	西区	西蒲区	基準値 (※1)	作業してはならない時間帯 (※2)	超えてはならない1日の作業時間数	超えてはならない連続作業日数	作業日
	—	—					
	○	—					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
	○	○					
田中の一部 戸頭の一部 中塩俵の一部 新飯田の一部 根岸の一部 能登の一部 白根古川の一部 保坂の一部 味方の一部 居宿の一部 大倉の一部 大倉新田の一部 山王の一部 山王新田の一部 西白根の一部 七穂の一部 吉江の一部 吉田新田の一部	立仏の一部 鳥原の一部 金巻の一部 寺地の一部 山田の一部 大野町の一部 松崎の一部 湯浦新の一部 上小吉の一部 高野宮の一部 河間の一部 小吉の一部 長場の一部 針ヶ曾根の一部 中之口の一部 東小吉の一部 東船越の一部 三ツ門の一部 門田の一部 六分 赤館の一部 巻甲の一部 堀山新田の一部 巻乙の一部 割前の一部	川崎の一部 鯉の一部 善光寺の一部 曾根の一部 旗屋の一部 横島の一部 高野宮の一部 高野宮の一部 河間の一部 小吉の一部 長場の一部 針ヶ曾根の一部 中之口の一部 東小吉の一部 東船越の一部 三ツ門の一部 門田の一部 六分 赤館の一部 巻甲の一部 堀山新田の一部 巻乙の一部 割前の一部	騒音規制法に基づく 特定建設作業の基準 騒音 85 デシベル 振動規制法に基づく 特定建設作業の基準 振動 75 デシベル 市条例に基づく 指定建設作業の基準 騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	午後7時～ 翌日午前7時	10時間	連続6日	日曜日 その他の休日 を除く日
	—	○					
	—	赤館の一部 安尻の一部 下和納の一部		午後10時～ 翌日午前6時	14時間		

- 届出の必要な地域は(1)の区域、(2)の区域に分けられ、区域によって規制基準が異なります。
- (2)の区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむね80メートルの区域内は(1)の区域の基準を適用します。

- (※1) 表中の騒音・振動の基準は、行う建設作業の内容によって異なります。作業の種類について、詳しくは4～5ページをご覧ください。また、基準値は、特定建設作業を行う場所の敷地境界での値です。
- (※2) 夜間工事における許可等を得ている場合は、この限りではありません。

騒音規制法・振動規制法・新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要

「特定建設作業」とは、騒音規制法及び振動規制法に定められている作業、「指定建設作業」とは、新潟市

(1) 騒音規制法に基づく特定建設作業の種類（騒音規制基準値：85デシベル）

特定建設作業
くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業 （くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
びょう打機を使用する作業
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもの）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のもの）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
バックホウ（低騒音型等の環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のもの）を使用する作業
トラクターショベル（低騒音型等の環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のもの）を使用する作業
ブルドーザー（低騒音型等の環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもの）を使用する作業

一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、
環境大臣が指定する建設機械には、次のステッカーが貼付されています。



な特定（指定）建設作業

生活環境の保全等に関する条例に定められている作業を言います。具体的には、次のとおりです。

(2) 振動規制法に基づく特定建設作業の種類（振動規制基準値：75デシベル）

特定建設作業
くい打機（もんけん及び圧入式を除く）、くい抜機（油圧式を除く）又はくい打くい抜機（圧入式を除く）を使用する作業
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

(3) 新潟市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定建設作業の種類

（騒音規制基準値：85デシベル、振動規制基準値：75デシベル）

指定建設作業
ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式（キャタピラ式）建設機械を使用する作業
コンクリートカッター（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）を使用する作業

(4) その他

- ・当該作業が、その作業を開始した日に終わるものは届出不要です。
- ・バックホウやトラクターショベル、ブルドーザーなど、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する建設機械（左のステッカーが貼付されているもの）を使用する場合は、法の届出は不要ですが、条例の届出は必要です。

電子届出の利用について

新潟市では、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）を利用した電子届出を行うことができます。

電子届出の流れ

①新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）に接続

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）はこちら→
(<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/home>)



②トップページの右上にある「ログイン」を押す →利用者IDとパスワードを入力してログイン

※利用には利用者登録が必要です。まだ登録していない場合は、新規登録から始めてください。

③手続き一覧（個人向け・事業者向けどちらでもOK）を押す

④キーワード検索で「建設作業」と検索 →「特定（指定）建設作業実施届出書」を押す

⑤申請フォームの最初のページが開くので、内容をよく確認したら、ページ下部の「次へ進む」を押す

⑥手続きの申請先を選択 →提出する区を選択し、「次へ進む」を押す

※必ず、建設作業を実施する区を選択してください。

⑦申請内容の入力

→必要事項を正確に入力、必要な添付書類をアップロードしたら、「次へ進む」を押す

※必須項目は必ず入力してください。

⑧申請内容を確認し、問題がなければ「申請する」を押す

⑨申請完了

※表示される「申込番号」は、問い合わせ等の際に必要なため、控えておいてください。

※申請を受け付けたメールが自動で届きます。（審査結果のメールではありません。）

※「申請内容のPDFをダウンロードする」を押すと、入力した内容が届出書様式で出力されます。

⑩申請先の区役所で審査し、結果をメールで通知

※修正の指示があった場合は、その指示に従ってください。

※手続き完了のメールが届いたら、以上で手続き終了です。

・申請状況や過去の申請履歴は、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）から確認できます。

新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）の操作方法について、ご不明な点がございましたら、「ヘルプ」ページ、もしくは「よくあるご質問」のページをご確認ください。

ヘルプページはこちら→



<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/manual/index>

よくあるご質問のページはこちら→



<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/faq>

参 考

騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2 m）
100 デシベル	電車が通るときのガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中
80 デシベル	電話のベル、地下鉄
70 デシベル	騒々しい事務所の中
60 デシベル	普通の会話
50 デシベル	静かな事務所、図書館

振動の大きさの例

100 デシベル	家壁にき裂を生じ、墓石などが倒れる
90 デシベル	家屋の動揺激しく、座りの悪い器物が倒れる
80 デシベル	家屋動揺、電灯や器内の水面が動く
70 デシベル	一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
60 デシベル	静止している人にだけ感じる
55 デシベル以下	感じない

特 定 (指 定) 建 設 作 業 実 施 届 出 書

騒音規制法
振動規制法
新潟市条例

年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

住 所
届 出 者
氏 名
電 話 番 号

騒音規制法
特定建設作業を実施するので、
振動規制法 第 14 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり届出ます。

指定建設作業を実施するので、新潟市生活環境の保全等に関する条例第 54 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり届出ます。

建 設 工 事 の 名 称			
建設工事に目的に係わる工作物の種類 (どんな工作物を作りますか)			
特 定 (指 定) 建 設 作 業 の 種 類	を使用する作業		
使用する機械の名称, 型式及び使用工法など			
建 設 作 業 の 場 所	新潟市		
特 定 (指 定) 建 設 作 業 の 実 施 期 間	年 月 日から	作業日計 日間	休業日
	年 月 日まで		
特 定 (指 定) 建 設 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作 業 開 始	作 業 終 了	実 働 時 間
騒 音 ・ 振 動 の 防 止 方 法			
発注者の名称, 住所及び代表者の氏名	電話 :		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 :		
下請負人が作業を実施する場合は記入してください。	下請負人の名称, 住所及び代表者の氏名	電話 :	
	下請負人の現場責任者の氏名, 連絡場所	電話 :	

- 注 1 ※印の欄には、記載しないでください。
 2 作業開始の 7 日前までに 1 部提出して下さい。
 3 添付書類は工事の全工程表と付近見取図です。
 4 届出先は特定・指定建設作業を実施する区域の区役所区民生活課 (中央区は窓口サービス課) です。

審査結果	受付年月日

記載例

特定（指定）建設作業実施届出書

元請業者の代表者又は代表者から委任を受けた者（委任を受けた者の場合は委任状を添付）

工事開始の7日前までに提出

騒音規制法
振動規制法
新潟市条例

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

住所 新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇〇〇建設

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

届出者

騒音規制法

特定建設作業を実施するので、

振動規制法

第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届出ます。

指定建設作業を実施するので、新潟市生活環境の保全等に関する条例第54条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届出ます。

建設工事の名称	〇〇〇マンション新築工事		
建設工事の目的に係わる工作物の種類 （どんな工作物を作りますか）	鉄筋コンクリート造 14階建		
特定（指定）建設作業の種類	クローラー式建設機械、バックホウ、 さく岩機、 を使用する作業		
使用する機械の名称、型式及び使用工法など	アースドリル工法 A社 KH125、バックホウ B社 UH02 0.2 m ³ 級、ハンドブレーカー C社 CB20 20kg級		
建設作業の場所	新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		
特定（指定）建設作業の実施期間	〇〇年〇〇月〇〇日から	作業日計 〇日間	休業日 日曜日 祝祭日
	〇〇年〇〇月〇〇日まで		
特定（指定）建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	実働時間
	午前8時から	午後5時まで	8時間
騒音・振動の防止方法	近隣住民に十分な工事内容を説明。防音シート、万能鋼板を設置。低騒音・低振動型の重機を使用。		
発注者の名称、住所及び代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (株)〇〇不動産 代表取締役 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株)〇〇〇〇建設 現場事務所 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇		
下請負人が作業を実施する場合は記入してください。	下請負人の名称、住所及び代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 (有)〇〇工務店 代表取締役 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇	
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	(有)〇〇〇工務店 現場事務所 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇〇	

P4, P5の作業機械を記入

P2, P3の守らなければならない基準を参照して記入

近隣住民に影響を与えないように防止方法を検討し、記入。記載しきれない場合は別紙を添付

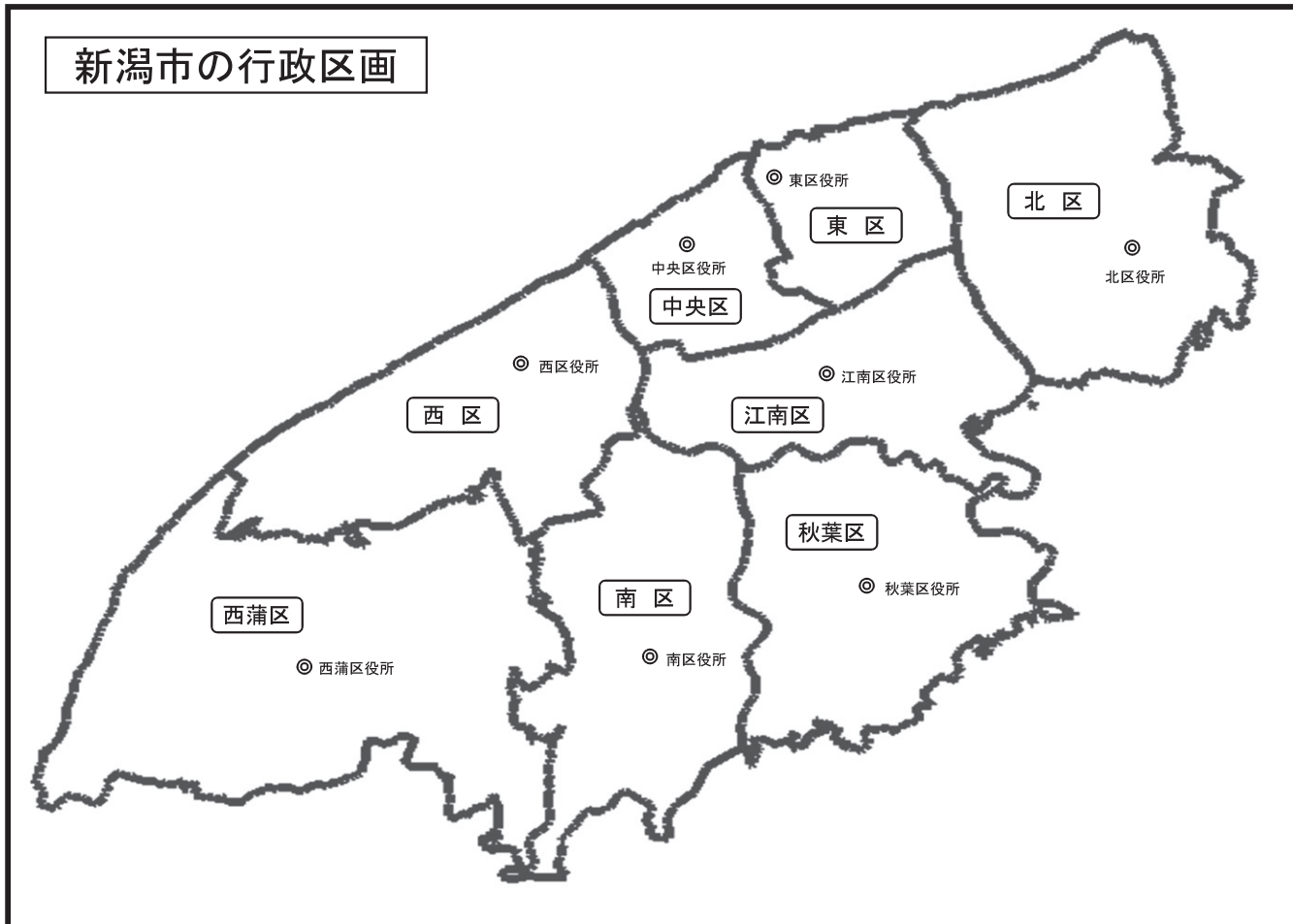
下請人が多い場合は別紙を添付

- 注
- ※印の欄には、記載しないでください。
 - 作業開始の7日前までに1部提出して下さい。
 - 添付書類は工事の全工程表と付近見取図です。
 - 届出先は特定・指定建設作業を実施する区域の区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)です。

※審査結果

※受付年月日

新潟市の行政区画



◆問い合わせ先・届出先（建設作業を実施する地域の区役所）

北 区	区民生活課 生活環境係	〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号	☎ (025) 387 - 1295
東 区	区民生活課 生活環境係	〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号	☎ (025) 250 - 2285
中央区	窓口サービス課 生活環境係	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地	☎ (025) 223 - 7168
江南区	区民生活課 生活環境係	〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号	☎ (025) 382 - 4254
秋葉区	区民生活課 生活環境係	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地	☎ (0250) 25 - 5678
南 区	区民生活課 生活環境担当	〒950-1292 新潟市南区白根1235番地	☎ (025) 372 - 6145
西 区	区民生活課 生活環境係	〒950-2054 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号	☎ (025) 264 - 7261
西蒲区	区民生活課 生活環境係	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1	☎ (0256) 72 - 8312

発行・編集

新潟市環境部環境対策課 環境保全グループ

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

☎ (025) 226-1375

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/seikatukankyo/soonshindo/tokuteishisetsu/index.ht>

2024年4月発行